

質問回答書

このことについては、下記のとおりです。

公 告 番 号 第39号
件 名 小児救急夜間診療所電子カルテシステム等賃貸借（長期継続契約）

記

質問事項	回答事項
・データ消去作業について、作業場所はリース会社所定の場所での作業でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
・本製品の中で医療機器に該当するものが含まれる場合、修理・点検を行うためには薬機法に定められた修理業の許可が必要となります。修理業許可を有していないリース会社と保守込み賃貸借契約を行う場合は、契約書に下記4点を明記する必要がございます。対応いただけますでしょうか。 ①保守・修理を行うサービス会社 ②保守・修理の内容（範囲） ③保守・修理における責任は保守サービス会社にあること ④保守・修理の作業報告書は保守・修理を行うサービス会社名で発行されること	本案件の対象物件は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で定義する医療機器には該当しません。
1. 本物件は、医薬品医療機器等法に該当する物件でしょうか。	本案件の対象物件は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で定義する医療機器には該当しません。
2. 仕様書 項番11 「機器の撤去、データ消去等」 ①本契約解除時または契約期間満了時における機器の撤去は受注者が行いますが、機器の取り外しおよび集約作業は、貴市で行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。 ②データ消去作業は、機器の引取後、弊社の指定場所で行うという理解でよろしいでしょうか。 ③データ消去の対象機器は、パソコンに搭載のHDD (SSD) でよろしいでしょうか。	①梱包作業を除き、専門的な技術を必要としない機器の取り外しおよび集約を市が行うことは可能です。 ②ご認識のとおりです。 ③ご認識のとおりです。

<p>④データ消去作業は、ソフト上書き消去を前提としますが、ソフト上書き消去が不可の場合、物理破壊処理を行います。その際、破壊後のHDD（SSD）の写真は必要でしょうか。</p> <p>⑤データ消去作業を他社に委託することは可能でしょうか。なお、データ消去作業報告書（弊社名）は提出が必要でしょうか。その際、報告書の提出期限は努力義務とさせていただきたいと思います。</p>	<p>④ソフトの上書き消去および物理破壊処理いずれの場合でもデータ消去作業報告書の提出は求めますが、報告書への破壊後の写真の添付については必須ではありません。</p> <p>⑤データ消去作業を他社へ委託することは可能です。その際は事前に当該作業を他社に委託することについて書面の提出をお願いします。データ消去作業に係る報告書の記載は、当該作業を請け負った業者名でも可とします。また、提出期限については別途協議のうえ決定します。</p>
<p>⑥賃貸借期間の保守については、メーカー等の専門業者に委託してもよろしいでしょうか。</p>	<p>⑥差し支えありません。</p>
<p>3. 仕様書 項番14 「その他」</p> <p>①契約期間中の動産総合保険は付保した方がよろしいでしょうか。また、動産総合保険は通常の保険内容で問題ないでしょうか。それとも新価保険特約の付保は必要でしょうか。</p> <p>②動産総合保険は、ソフトウェアについて付保が必要でしょうか。</p>	<p>①動産総合保険の付保については、問いません。ただし、春日部市物品等賃貸借標準契約約款に基づく対応を求めます。</p> <p>②上記①動産総合保険に関する回答のとおりです。</p>
<p>4. 賃貸借契約書（ひな型全書面）を送つていただけないでしょうか。</p>	<p>市の基本的な賃貸借契約書は、市ホームページの本案件公告ページに記載のある契約書書式、春日部市物品等賃貸借標準契約約款および仕様書によります。個別でのひな形の送付は行いません。</p>
<p style="text-align: center;">以上</p> <p>※質問事項は、原文のとおり記載しております。</p>	